

伏見連続講座事業補助金交付要綱

平成 23 年 8 月 22 日 制 定
平成 24 年 8 月 24 日 一部改正
平成 25 年 6 月 28 日 一部改正
平成 28 年 4 月 1 日 一部改正
令和 元年 8 月 1 日 一部改正
令和 4 年 4 月 1 日 一部改正
令和 5 年 6 月 1 日 一部改正
令和 6 年 4 月 1 日 一部改正
令和 7 年 5 月 1 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「伏見区基本計画 2025」（以下、「計画」という。）に掲げる、伏見の歴史や多様で魅力的な地域資源などを楽しく学び、「伏見ですむ」ことの魅力を発信する事業（以下、「伏見連続講座」という。）に対する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下、「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第 2 条 伏見連続講座に事業主催者として参加する団体は、地域団体、大学、市民活動団体、企業等（以下、「活動団体」という。）で、次の要件を備えたものとする。

- (1) 伏見の魅力を自ら内外に発信することが可能であり、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業に自主的に取り組む活動団体であること。
- (2) 計画の趣旨に添う活動を伏見区内で実施する、又は実施している団体であること。
- (3) 次年度以降も継続して活動する見込みがある団体であること。
- (4) 伏見区長（以下、「区長」という。）が計画の推進に特に有効であると認める活動を行う団体であること。

(対象事業)

第 3 条 補助金は、伏見連続講座のうち、計画の目的の実現のために、区長が適当と認める事業を対象とする。

(対象経費)

第 4 条 補助金の対象となる経費は、活動団体が補助対象事業の実施に直接要する経費とし、人件費、事務所の賃借料及び光熱水費等の管理費又はこれらに相当する費用は対象としない。

2 国又は地方公共団体若しくはその他の個人、団体から補助金等を受ける場合は、補助対象事業に要する経費から前項の補助金等の総額を控除した額を補助金の対象経費とする。

(補助金の交付額)

第 5 条 事業に対する補助金の交付額は、次項に定めるところにより、予算の範囲内において区長が決定する。

- 2 補助金の交付額は、一活動団体につき、補助対象事業に要する経費又は次に定める上限額のうち、いずれか低い方の額を超えない額とする。ただし、障害や難病等のため意思疎通を

図ることに支障がある方に対する手話通訳、要約筆記等に要する経費については、一回あたり 5 万円を上限として別途補助金を交付する。

- (1) 5 万円×講座回数（ただし、上限 1 5 万円）
- (2) 単発講座のうち、概ね 1 5 0 名以上の受講が見込まれるものは、上限 1 0 万円

（交付の申請）

第 6 条 第 3 条に規定する補助対象事業を主催する活動団体(以下、「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、別に定める募集期間内に、区長に申請するものとする。

- (1) 伏見連続講座事業補助金交付申請書（第 1 号様式）
- (2) 伏見連続講座事業計画書（第 2 号様式）
- (3) 伏見連続講座事業予算書（第 3 号様式）
- (4) 団体の規約等
- (5) 団体の構成員に係る名簿
- (6) その他区長が必要と認める書類

2 申請を行う団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（事前着手）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする対象団体は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、当該事業に係る補助金の交付を受けることはできない。ただし、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、交付申請時に事前着手届（第 4 号様式）を区長に提出したときは、この限りでない。

（交付の決定及び標準処理期間）

第 8 条 区長は、前条の規定による申請があった日の翌日から起算して 3 0 日以内に、交付又は不交付の決定を行う。

- 2 区長は、補助金の交付の決定をした場合は、申請者に対して伏見連続講座事業補助金交付決定通知書（第 5 号様式）により通知する。
- 3 区長は、補助金の不交付の決定をしたときは、申請者に対して伏見連続講座事業補助金不交付決定通知書（第 6 号様式）により通知する。

（計画等の変更）

第 9 条 申請者は、補助対象事業の内容又は経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)を行うときは、伏見連続講座事業変更承認申請書（第 7 号様式）を事前に区長に申請するものとする。

- 2 前項に規定する軽微な変更は、補助対象事業の目的を変更するものではなく、かつ、補助事業者等の創意工夫によって事業計画の変更を行なうことが、より効果的に補助対象事業の目的を達成できると考えられる場合又は補助目的及び事業効率に関係ない事業計画の細部の変更である場合とする。
- 3 申請者は、補助対象事業の中止又は廃止を行うときは、伏見連続講座事業中止・廃止承認

申請書（第8号様式）により、事前に区長に申請するものとする。

- 4 区長は、第1項の申請を適当と認めたときは、伏見連続講座事業補助金変更交付決定通知書（第9号様式）により、申請者に通知する。
- 5 区長は、第3項の申請を適当と認めたときは、伏見連続講座事業中止・廃止承認通知書（第10号様式）により、申請者に通知する。

（実績報告）

第10条 申請者は、補助対象事業終了後、事業実施年度中に遅滞なく、次の各号に掲げる書類を添えて、区長に報告しなければならない。

- (1) 伏見連続講座事業完了届（第11号様式）
 - (2) 伏見連続講座事業収支決算書（第12号様式）
 - (3) 領収書の写し、その他の事業の実施に要した経費を証する書類
 - (4) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
- 2 申請者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 区長は、前条の報告を受けた場合においては、書類の審査、その他の方法により、適正に実施されたと認めるときは、補助金の交付額を決定し、伏見連続講座事業補助金交付決定額確定通知書（第13号様式）により通知する。

- 2 前項の通知を受けた申請者は、伏見連続講座事業補助金交付請求書（第14号様式）に伏見連続講座事業補助金交付決定額確定通知書（第13号様式）の写しを添えて、区長に請求するものとする。
- 3 区長は、前項の請求があり、内容に疑義がないときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（概算払）

第12条 前条の規定にかかわらず、区長は、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、第8条第1項の規定による決定に係る補助対象事業の完了前に、同項の規定により決定した補助金の交付予定額の2分の1以内の額を概算払とすることができる。

- 2 申請者は、前項に規定する補助金の概算払を受けようとするときは、伏見連続講座事業補助金交付請求書（第14号様式）により、その旨を区長に届け出なければならない。

（報告、検査及び指示）

第13条 区長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

（交付の取消し等）

第14条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

- (1) 不正の手段により、補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用したとき。
- (3) この要綱の規定に反したとき。

- 2 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 申請者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書(第15号様式)により市長に報告しなければならない。

- 2 区長は、前項に報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(届出事項)

第16条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を区長に届けなくてはならない。

- (1) 住所又は名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月22日から施行する。

この要綱は、平成24年8月24日から施行する。

この要綱は、平成25年6月28日から施行する。

この要綱は、平成28年4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 元年8月 1日から施行する。

この要綱は、令和 4年4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 5年6月 1日から施行する。

この要綱は、令和 6年4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 7年5月 1日から施行する。